

2. 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業－福祉タクシー）

2-1. 趣旨説明

本件につきましては、福祉タクシー車両及びユニバーサルデザインタクシー車両（以下「UDタクシー車両」という。）導入補助に関する令和元年度補正予算（次年度繰越可能）及び令和2年当初予算が国土交通省に計上されたことから、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、交通事業者が交通会議の承認を受けて所定の「生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）」（以下「改善計画」という。）の提出を行うものです。

改善計画の提出により交通事業者は、福祉タクシー車両及びUDタクシー車両の導入にあたって、交付要綱に基づく補助金の交付を受けることが可能となり、バリアフリー化を推奨する事業者の負担軽減と、藤沢市域での導入促進を図るものです。

2-2. 計画概要

バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者	
福祉タクシー車両（リフト車）の導入	
・ 神奈中タクシー（株）：1台	
UDタクシー車両の導入	
・ フジ交通（株）：3台	・ 江ノ島タクシー（株）：2台
・ 相模交通（株）：2台	・ 辻堂交通（株）：2台
・ 藤沢タクシー（株）：1台	・ （株）ミナミ商会：3台
・ 相愛交通（株）：2台	

バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和2年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
福祉タクシー 車両導入 （リフト車）	3,700 千円	800 千円	千円	千円	2,900 千円
	100%	21.6%	%	%	78.4%
UDタクシー 車両導入	47,724 千円	9,000 千円	千円	千円	38,724 千円
	100%	18.9%	%	%	81.1%
合計	51,424 千円	9,800 千円	千円	千円	41,624 千円
	100%	19.1%	%	%	80.9%

※総事業費については見込み額を記載。

（参考）

- ① 今回の改善計画で記載した導入台数は、新型コロナウイルスの影響により事業者の導入計画に変更が生じる場合があります。

2-3. 改善計画（案）

改善計画の案は、次頁以降に示すとおりです。

(案)

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業-福祉タクシー）

令和2年7月 日

（名称）藤沢市地域公共交通会議
（代表者名）会長 岡村 敏之 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
令和2年度 福祉タクシー車両導入促進計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
藤沢市では、今後も超高齢化社会への進展が進む中、道路や駅などのバリアフリー化と併せて、公共交通の車両のバリアフリー化を進め、バリアフリー化が交通環境全般にわたることが重要であると考えている。このため、福祉タクシー車両の導入を促進し、自立した移動の機会を増やすことを目的とする。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
国が定める『移動円滑化の促進に関する基本方針』により、国では令和2年度末までに約4万4千台の福祉タクシー車両の導入を目指している。藤沢市としては補助制度を創設して福祉タクシー車両の導入促進を図る。
(2) 事業の効果
効果は、車椅子で直接乗車でき、高齢者等が乗降しやすい福祉タクシー車両が増加することで、障がい者や高齢者、従来のタクシー車両では外出が難しかった方などの外出機会が増えることを期待する。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
【内容】 ・福祉タクシー車両（リフト車）の導入 ・ユニバーサルデザインタクシー車両※の導入 ※以下「UDタクシー車両」という。 【業者別内訳】 ・福祉タクシー車両（リフト車） 1台 神奈中タクシー（株）：1台 ・UDタクシー車両 15台 フジ交通（株）：3台、江ノ島タクシー（株）：2台、相模交通（株）：2台 辻堂交通（株）：2台、藤沢タクシー（株）：1台、（株）ミナミ商会：3台 相愛交通（株）：2台 【実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率】 フジ交通（株）、江ノ島タクシー（株）、相模交通（株）、辻堂交通（株）、 藤沢タクシー（株）、（株）ミナミ商会、相愛交通（株）ともに 身体・知的・精神：各1割引
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 ●一般タクシーの代替でUDタクシーを導入する事業 この事業は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条2項に定める準特定地域において、道路運送法に係る事業計画上一般車両として届け出ているセダン車両の代替車両として標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領の認定を受けた車両を導入する。

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和2年度					
事業の名称	総事業費 割合	国費割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
福祉タクシー 車両導入 (リフト車)	3,700 千円	800 千円	千円	千円	2,900 千円
	100%	21.6%	%	%	78.4%
UDタクシー 車両導入	47,724 千円	9,000 千円	千円	千円	38,724 千円
	100%	18.9%	%	%	81.1%
合計	51,424 千円	9,800 千円	千円	千円	41,624 千円
	100%	19.1%	%	%	80.9%

※総事業費については見込み額を記載。

6. 計画期間					
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印 (←→)、または横棒線 (——) で記載。 ●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載					
事業の名称	令和2年度				
	4月	6月	9月	12月	3月
福祉タクシー車 両・UDタクシー 車両導入	交付決定後着手予定 ●—————● 3月31日完了予定				

7. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月25日(第1回)藤沢市地域公共交通会議設立 令和2年6月23日 フジ交通(株)、江ノ島タクシー(株)、相模交通(株)、辻堂交通(株)、藤沢タクシー(株)、(株)ミナミ商会、相愛交通(株)の車両の導入方針及び令和2年度の導入計画について合意。 令和2年7月__日 (第20回藤沢市地域公共交通会議の結果を記載予定)

8. 利用者等の意見の反映
<ul style="list-style-type: none"> (第20回藤沢市地域公共交通会議の市民委員等からの意見を記載予定)

(次ページに続く)

9. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	・ 神奈川県 県土整備局 都市部 交通企画課
関係市区町村	・ 藤沢市 計画建築部
交通事業者・交通施設管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人神奈川県タクシー協会相模支部藤沢地区会 ・ 神奈川中央交通株式会社 ・ 江ノ島電鉄株式会社 ・ 藤沢警察署 ・ 藤沢北警察署
一般旅客事業者の組織する団体	・ 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	・ 関東運輸局神奈川運輸支局
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県 県土整備局 藤沢土木事務所 ・ 藤沢市 道路河川部
その他協議会が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民 ・ 東洋大学教授 ・ 特定非営利活動法人のりあい善行（市民組織） ・ おでかけ六会協議会（市民組織）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県藤沢市朝日町1-1

（所 属）藤沢市 計画建築部 都市計画課

（氏 名）由川 響

（電 話）0466-50-3537

（e-mail）fj-tosikei@city.fujisawa.lg.jp